

初診時選定療養費について

地域医療支援病院である当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者様には、初診料とは別に初診時選定療養費をご負担いただいております。令和4年度の診療報酬改定に伴い、**令和4年10月1日より**、初診時選定療養費の金額を変更させていただきます。また、当院では、治療が落ち着いた方について、医師の判断によりかかりつけ医へ逆紹介させていただくことがあります。

現行の初診時選定療養費の額

医科 : 5,000円 (税込)

歯科 : 3,000円 (税込)

改定後 (令和4年10月1日～) の初診時選定療養費の額

医科 : 7,700円 (税込)

歯科 : 5,500円 (税込)

※初診時選定療養費を求める方の初診について、医科・歯科200点を保険給付範囲から控除します。
※医科と歯科は保険診療上、別扱いとなりますので、それぞれにご負担いただきます。

【当院で初診時選定療養費を算定する方】

- ・紹介状なしで当院を初めて受診する方
- ・以前に当院を受診された方でも、1年半以上その診療科に受診されていない方
- ・当院の現在受診中の科から院内紹介なしに他の診療科を受診する方

※救急車で搬送等、生命に係わる重篤な症状の場合は、ご負担の必要はありません。

この料金改定は、かかりつけ医の普及の観点から厚生労働省が定めたものですので、ご理解をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、医事課までお尋ね下さい。

姫路聖マリア病院長